

宮城県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2 法第40条の規定により支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、要綱様式第1号により知事に申請するものとする。

2 申請書の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款及び登記事項証明書（省令第27条第2項第1号関係）
- (2) 財産目録及び貸借対照表（省令第27条第2項第2号関係）
- (3) 申請に係る意思の決定を証する書類（省令第27条第2項第3号関係）
- (4) 支援業務の実施に関する計画書（省令第27条第2項第4号関係）
- (5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類（省令第27条第2項第5号関係）
- (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類（省令第27条第2項第6号関係）
- (7) 前事業年度の事業報告書
- (8) 前事業年度の収支決算書
- (9) 当該事業年度の収支計画書
- (10) 居住支援活動の実績を記載した書類
- (11) 誓約書（要綱様式第2号）
- (12) 個人情報保護規程等
- (13) その他、知事が必要と認める書類

4 前項第4号の計画書には、次に掲げる事項を記載又は確認できる資料を添付するものとする。

(1) 組織及び運営に関する事項

法人の組織、事務分担、勤務体制、勤務形態、事務所位置図・平面図

(2) 支援業務の概要に関する事項

(指定の基準等)

第3 知事は、第2第1項の申請に係る内容が、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。

(1) 法第40条第1号関係

職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであることについて、次のいずれにも適合していること。

- イ 支援業務の実施のために必要な組織体制、人員体制を確保していること。
- ロ 特定の者につき不当に差別的な取扱いを行わないものであること。

(2) 法第40条第2号関係

支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであることについて、申請者が次のいずれにも適合していること。

- イ 支援業務を行うに十分な財源を有していること。
- ロ 債務超過の状態にないこと。
- ハ 支援業務の実績を有していること。

(3) 法第40条第3号関係

役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることについて、申請者又は役員若しくは職員が次のいずれにも適合していること。

- イ 法第11条第1項第1号から第3号及び第5号から第8号のいずれにも該当しないこと。
- ロ 法第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者でないこと。

(4) 法第40条第4号関係

支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることについて、他の業務との間に適切な分離がなされていること。

(5) 法第40条第5号関係

その他、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであることについて、次のいずれにも適合していること。

- イ 定款等において支援業務を実施するために必要な記載がされていること。
- ロ 支援業務の実施のための意思決定がなされていること。
- ハ 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いが定められている等の適切な個人情報管理のための措置がなされていること。
- ニ 第2第1項の申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がなく、重要な事実の記載が欠けていないこと。

2 知事は、申請者を支援法人として指定した場合には、要綱様式第3号により申請者に通知するものとする。

3 知事は、第2第1項の申請に係る内容が第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、要綱様式第4号により申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第4 支援法人は、法第41条第2項に規定する変更をしようとするときは、要綱様式第5号により知事に届け出るものとする。

(市町村長からの推薦)

第5 市町村長は、支援業務に関し当該市町村と連携の実績があるなど、支援法人とし

てふさわしいと認められる法人を知事に推薦することができる。

- 2 申請者は、前項の推薦を受けようとする場合には、要綱様式第6号により市町村長に申請するものとする。
- 3 市町村長は、申請者を推薦しようとする場合には、要綱様式第7号により知事に推薦するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により市町村長からの推薦を受けた場合には、支援法人の指定に当たり斟酌するものとする。
- 5 知事は、市町村長に対して、申請者の居住支援に関する活動その他の状況について確認することができる。

(債務保証業務委託の認可)

- 第6 法第43条第1項の規定により業務の委託の認可を受けようとする支援法人は、要綱様式第8号により知事に申請するものとする。
- 2 知事は、法第43条第1項の規定により認可した場合には、要綱様式第9号により申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、法第43条第1項の規定による認可をしない場合には、要綱様式第10号により申請者に通知するものとする。

(債務保証業務規程の認可)

- 第7 法第44条第1項の規定により債務保証業務規程の認可を受けようとする支援法人は、要綱様式第11号に債務保証業務規程を添付して知事に申請するものとする。
- 2 法第44条第1項後段の規定により、認可を受けた債務保証業務規程の変更の認可を受けようとする支援法人は、要綱様式第12号に変更に係る債務保証業務規程を添付して知事に申請するものとする。
- 3 知事は、第1項又は第2項の申請に係る内容が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、債務保証業務規程の認可をするものとする。
 - (1) 被保証人の範囲が特定の者につき不当に差別的な扱いとなっていないこと。
 - (2) 保証料の額が著しく高いものとなっていないこと。
 - (3) 求償権の行使方法が適切なものとなっていること。
 - (4) その他、当該規程の内容が債務保証業務を公正かつ適確に実施することができる
と認められるものとなっていること。
- 4 知事は、法第44条第1項の規定により認可した場合及び変更の認可をした場合には、要綱様式第13号及び要綱様式第14号により申請者に通知するものとする。
- 5 知事は、法第44条第1項の規定による認可をしない場合及び変更の認可をしない場合には、要綱様式第15号及び要綱様式第16号により申請者に通知するものとする。

(事業計画等の認可)

- 第8 法第45条第1項の規定により事業計画及び収支計画(以下「事業計画等」という。)の認可を受けようとする支援法人は、要綱様式第17号に事業計画等を添付して知事に申請するものとする。

- 2 法第45条第1項後段の規定により、認可を受けた事業計画等の変更の認可を受けようとする支援法人は、要綱様式第18号に変更に係る事業計画等を添付して知事に申請するものとする。
- 3 知事は、法第45条第1項の規定により認可した場合及び変更の認可をした場合には、要綱様式第19号及び要綱様式第20号により申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、法第45条第1項による認可をしない場合及び変更の認可をしない場合には、要綱様式第21号及び要綱様式第22号により申請者に通知するものとする。
- 5 法第45条第2項の規定により、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を知事に提出しようとする支援法人は、要綱様式第23号に支援業務に係る事業報告書、収支決算書、財産目録及び貸借対照表を添付して知事に提出するものとする。

(指定の取消し等)

- 第9 知事は、法第50条第1項の規定により、支援法人の指定を取り消した場合には、要綱様式第24号により当該支援法人に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

(要綱様式第1号)

住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定による支援法人の指定を受けたいので、申請します。

記

- 1 支援業務を行おうとする事務所の所在地
- 2 支援業務を開始しようとする年月日
- 3 支援業務を行おうとする区域
- 4 支援業務の対象とする住宅確保要配慮者

(要綱様式第2号)

誓約書

年 月 日

宮城県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

この住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書又は添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がなく、重要な事実の記載が欠けていないことを誓約します。

また、当法人並びに当法人の役員及び職員は、以下の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）
- 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員等を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 六 法人であって、その役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- 七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(要綱様式第3号)

住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書

住 第 号
年 月 日

指定申請者 様

宮城県知事 氏 名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定により申請のありました住宅確保要配慮者居住支援法人について、指定しましたので通知します。

記

- 1 法人の名称
- 2 法人の住所
- 3 法人の代表者の氏名
- 4 指定番号

(要綱様式第4号)

住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書

住 第 号
年 月 日

指定申請者 殿

宮城県知事 氏 名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定により申請のありました住宅確保要配慮者居住支援法人について、指定しないこととしたので通知します。

記

- 1 法人の名称
- 2 法人の住所
- 3 法人の代表者の氏名
- 4 指定しないこととした理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(要綱様式第 5 号)

住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 4 1 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 指定年月日
- 2 変更予定年月日
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

(要綱様式第6号)

住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人として、宮城県知事による指定を受けるに当たり、貴職の推薦を受けたいので下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 居住支援業務に関して、市町村と連携し、実施した業務概要

(要綱様式第7号)

住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書

年 月 日

宮城県知事 殿

〇〇市町村長 氏 名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定にあたり、下記のとおり申請があり、確認した結果、支障がないと認められますので推薦します。

記

推薦の申請日	
法人名	
居住支援業務に関して上記法人が市町村と連携して行った業務概要	

(要綱様式第8号)

債務保証業務委託認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第43条第1項の規定による債務保証業務の委託の認可を受けたいので申請します。

- 1 委託する相手先の名称及び住所
- 2 委託する業務の内容
- 3 委託する理由

(要綱様式第9号)

債務保証業務委託認可通知書

住 第 号
年 月 日

認可申請者 様

宮城県知事 氏 名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第43条
第1項の規定により申請のありました債務保証業務の委託について、認可しましたので通知します。

(要綱様式第10号)

債務保証業務の委託の認可をしない旨の通知書

住 第 号
年 月 日

認可申請者 様

宮城県知事 氏 名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第43条第1項の規定により申請のありました債務保証業務の委託について、認可しないこととしたので通知します。

記

認可しない理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(要綱様式第 1 1 号)

債務保証業務規程認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 4 4 条第 1 項の規定による債務保証業務規程の認可を受けたいので申請します。

(要綱様式第12号)

債務保証業務規程変更認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条
第1項の規定により認可を受けた債務保証業務規程の変更について、認可を受けたいので申請します。

(要綱様式第13号)

債務保証業務規程認可通知書

住 第 号
年 月 日

認可申請者 様

宮城県知事 氏 名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条
第1項の規定により申請のありました債務保証業務規程について、認可しましたので通知します。

(要綱様式第14号)

債務保証業務規程変更認可通知書

住 第 号
年 月 日

認可申請者 様

宮城県知事 氏 名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第1項の規定により申請のありました債務保証業務規程の変更について、認可しましたので通知します。

(要綱様式第15号)

債務保証業務規程の認可をしない旨の通知書

住 第 号
年 月 日

認可申請者 様

宮城県知事 氏 名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第1項の規定により申請のありました債務保証業務規程について、認可しないこととしたので通知します。

記

認可しない理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(要綱様式第16号)

債務保証業務規程の変更認可をしない旨の通知書

住 第 号
年 月 日

認可申請者 様

宮城県知事 氏 名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第1項の規定により申請のありました債務保証業務規程の変更について、認可しないこととしたので通知します。

記

認可しない理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(要綱様式第17号)

支援業務事業計画等認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第1項の規定による支援業務に関する事業計画及び収支予算の認可を受けたいので申請します。

(要綱様式第18号)

支援業務事業計画等変更認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第1項の規定により認可を受けた支援業務に関する事業計画及び収支計画の変更について、認可を受けたいので申請します。

(要綱様式第19号)

支援業務事業計画等認可通知書

住 第 号
年 月 日

認可申請者 様

宮城県知事 氏 名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第1項の規定により申請のありました支援業務に関する事業計画及び収支予算について、認可しましたので通知します。

(要綱様式第20号)

支援業務事業計画等変更認可通知書

住 第 号
年 月 日

認可申請者 様

宮城県知事 氏 名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第1項の規定により申請のありました支援業務に関する事業計画及び収支予算の変更について、認可しましたので通知します。

(要綱様式第21号)

支援業務事業計画等の認可をしない旨の通知書

住 第 号
年 月 日

認可申請者 様

宮城県知事 氏 名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第1項の規定により申請のありました支援業務に関する事業計画及び収支予算について、認可しないこととしたので通知します。

記

認可しない理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(要綱様式第 2 2 号)

支援業務事業計画等の変更認可をしない旨の通知書

住 第 号
年 月 日

認可申請者 様

宮城県知事 氏 名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 4 5 条第 1 項の規定により申請のありました支援業務に関する事業計画及び収支予算の変更について、認可しないこととしたので通知します。

記

認可しない理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮城県知事に対して審査請求申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(要綱様式第23号)

支援業務報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第2項の規定により、支援業務に関する事業報告書及び収支決算書を提出します。

(要綱様式第24号)

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定取消の通知書

住 第 号
年 月 日

〇〇 様

宮城県知事 氏 名

年 月 日付けで住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定により指定した住宅確保要配慮者居住支援法人について、同法第50条第1項の規定により、指定を取り消したので通知します。

記

取消の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。